

司法試験委員会会議（第67回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成22年7月14日（水）13:30～15:30

2 場所

東京地方検察庁総務部教養課第334会議室

3 出席者

○ 司法試験委員会

（委員長）高橋宏志

（委員）伊丹俊彦，奥田隆文，木村光江，土屋美明，羽間京子，松島 洋（敬称略）

○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

林 眞琴人事課長，宮崎香織人事課付，倉澤貴雄試験管理官

4 議題

- (1) 平成22年度旧司法試験第二次試験における受験特別措置について（協議）
- (2) 平成23年度旧司法試験の実施について（協議）
- (3) 司法試験予備試験について（協議）
- (4) 平成23年新司法試験の実施について（協議）
- (5) その他報告案件
- (6) 次回開催日程等について（説明）

5 配布資料

資料1 平成23年度旧司法試験第二次試験口述試験実施予定表

資料2 平成23年司法試験予備試験短答式試験の実施日程等について

資料3 平成23年司法試験予備試験実施予定表

資料4 新司法試験における国際関係法（公法系）について（案）

資料5 平成23年新司法試験の実施日程等に関する意見募集の結果について

資料6 2010年7月7日付け中央大学法科大学院教授会名の「平成23年新司法試験の実施日程等に関する意見」

資料7 2010年7月6日付け日本弁護士連合会名の「『平成23年新司法試験の実施日程等に関する意見募集の実施について』に対する意見書」

資料8 新司法試験における問題数及び点数等について（案）

資料9 平成23年新司法試験の実施日程等について

資料10 平成23年新司法試験実施予定表

資料11 新司法試験短答・論文・総合成績（平成18年～21年）

6 議事等

- (1) 平成22年度旧司法試験第二次試験における受験特別措置について（協議）

○ 事務局から、肢体障害のある受験者から、パソコンの使用、試験時間の延長等について特別措置の申出があったことにつき説明があり、協議の結果、一定の条件の下にこれを措置すること及び法務省大臣官房人事課長において実施概要を定めることが決定された。

(2) 平成23年度旧司法試験の実施について（協議）

○ 平成23年度旧司法試験第二次試験口述試験の実施について、事務局から説明がなされた。試験実施予定については、資料1のとおり、承認された。

(3) 司法試験予備試験について（協議）

○ 司法試験受験手数料令の一部を改正する政令案、司法試験委員会令の一部を改正する政令案及び司法試験法施行規則の一部を改正する省令案について、事務局から説明がなされ、了承された。

○ 平成23年司法試験予備試験の実施について、事務局から説明がなされた。短答式試験の試験日程及び試験地並びに試験実施予定については、資料2及び資料3のとおり、承認された。

(4) 平成23年新司法試験の実施について（協議）

○ 以下の協議の後、平成23年新司法試験の実施について、事務局から説明がなされた。試験日程及び試験地並びに試験実施予定については、資料9及び資料10のとおり、承認された。

（◎委員長，○委員，△事務局）

◎ まず、事務局から説明をお願いします。

△ 平成23年新司法試験の実施に関しては、論文式試験の民事系科目における大大問の見直し、論文式試験の必須科目における試験時間の分割、国際関係法（公法系）の科目の範囲の見直しの3点について、従前から御協議いただいている。まず、国際関係法（公法系）の科目の範囲の見直しについて、事務局から御報告申し上げる。前回、新司法試験考査委員に対するヒアリングを実施し、引き続き、御協議いただいたが、その中で、国際法といったときに、その範囲が一般的にどこに及ぶのかについて、体系書を確認してはどうかとの御指摘があった。

事務局において、各法科大学院の「国際法」あるいは「国際公法」の講義のシラバスを確認し、テキストとしてよく用いられている体系書を見て、これらのテキストで取り上げられている事項を整理した。これらと国際人権法、国際経済法との関係について見ると、国際人権法については、どのテキストにおいても、項目として取り上げられている。ただし、これらのテキストにおいては、国際的な人権保障の大きな枠組みは取り上げているが、その内容について詳しく踏み込むということはない。これに対し、「国際人権法」の講義のシラバスやテキストを見ると、国際人権規約や個別の条約、米国や欧州などにおける地域的保障の詳細のほか、憲法との関係や個別のテーマに関する国内や欧州人権裁判所の判例などについて取り上げている。国内の判例については、憲法や刑事法の教員が教えている法科大学院もある。また、国際経済法については、必ずしもすべてのテキストにおいて、項目として取り上げられては

いないが、個別のテーマによっては、紛争処理や個人の保護に関連して取り上げられている。これに対し、「国際経済法」の講義のシラバスやテキストを見ると、例えば、G A T T（関税及び貿易に関する一般協定）やW T O（世界貿易機関）の事例の詳細について取り上げている。これらを見ると、国際人権法や国際経済法については、国際法（国際公法）から発展した一つの分野であり、ある程度は国際法（国際公法）の体系に含まれる部分もあるものの、これに含まれない範囲が相当にあると思われる。

そして、科目の範囲を見直すに当たっては、現在は、選択科目の選定に関する平成16年の当委員会の答申において、「国際関係法（公法系）は、国際法（国際公法）、国際人権法及び国際経済法を（略）対象とするものである。」と定めた上で、サンプル問題の検討結果やアナウンスで出題範囲を事実上国際法に限定するという方法を取っているが、これについて、考査委員のヒアリングで提案があったように、端的に、元の答申の記載を見直し、新たに、「国際関係法（公法系）は、国際法（国際公法）を対象とする」旨を決定するという案が考えられる。

◎ 御意見、御質問はあるか。

○ 平成19年の第1問では、難民条約の難民に当たるかどうかという問題が出題されているが、こういったものが国際法に含まれるかどうかについては、どう考えるべきなのか。

△ 国際法のテキストにおいては、難民の問題自体は、難民の地位に関する条約も含め取り上げられている。平成19年の第1問については、出題の趣旨によれば、設問1は、難民の地位に関する条約と難民の地位に関する議定書を題材にして、条約の国内法上の効力を問う問題、設問2は、難民資格と個人の庇護権の関係を問う問題、設問3は、難民条約を題材に国家の条約解釈権の在り方を問う問題、設問4は、本件への難民条約の当てはめを問う問題とされている。難民条約で難民が定義されているが、その中の「政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」に、この事例の場合は該当するのか、つまり、条約の解釈適用能力を問うている。知識を問うというより、当てはめを問うものと考えられる。なお、難民の地位に関する条約と難民の地位に関する議定書は、いずれも試験用法文に掲載されているため、要件を記憶していることは求められていない。本問自体の出題の趣旨としては、国内裁判所において法曹として国際法の解釈適用能力作業を行える能力が、我が国裁判所で頻繁に扱われる難民問題によって試されているとされており、難民の問題は題材の一つとして位置付けられている。

◎ 国際人権法や国際経済法は、国際法から発展して独立の科目になったものであるから、法科大学院では同じ教員が教えることも珍しくない。しかし、国際人権法や国際経済法といった講座が国際法の講座とは別にあるので、国際関係法（公法系）の対象として国際人権法や国際経済法が含まれるとなると、当然、その講座の範囲まで出題範囲になるととらえられてしまう。国際人権法や国際経済法については、国際法の体系に含まれる基本的な部分は出題範囲に入るが、そうでない部分は出題範囲に入らないということ、より一層明確にしたい。考査委員の提案の趣旨は、大筋でそういうことであると思う。また、平成19年の難民に関する問題についていえば、例えば、行政法で、それまで読んだことのないような条文が題材として出題され、それを自分の行政法の理解でどう解釈・適用するかを問われるというのは、これまでの出題でも

例がある。難民条約は、試験用法文に載っており、教科書等でも扱われているのだから、国際法を学習した者であれば、少なくとも目を通したことはあるであろう。国際人権法の講座を履修した者に有利になることがあるかもしれないが、それは、他の科目においても、関連する先端・展開科目を履修していれば有利になることがあり得るのと同様であろう。

他に御意見もないようであるので、これまでの議論を踏まえ、従来は平成16年の答申を基にアナウンス等で出題範囲を限定してきたものにつき、そもそもの答申の記載を見直し、国際関係法（公法系）の対象を国際法に限定するというので、よろしいか。

（一同了承）

- ◎ では、国際関係法（公法系）の対象を「国際法（国際公法）、国際人権法及び国際経済法」から「国際法（国際公法）」に変更することを決定することとする。ただし、決定に当たっては、国際法（国際公法）の体系に含まれる範囲においては、国際人権法及び国際経済法についても出題範囲から除外されるものではないことをここで確認しておく。よろしいか。

（一同了承）

- ◎ それでは、引き続き、決定の文面について協議する。事務局で準備したものにつき、説明をお願いする。
- △ 資料4が事務局で準備した決定の案文である。国際関係法（公法系）について、平成16年の答申において、「なお、ここでいう国際関係法（公法系）は、国際法（国際公法）、国際人権法及び国際経済法を（中略）対象とするものである。」とされていたところであるが、平成23年新司法試験からは、国際法（国際公法）を対象とするものとする、という内容である。

- ◎ 御意見、御質問はあるか。

御意見がないようであるので、決定の文面はこの案文のとおりとするということでよろしいか。

（一同了承）

- ◎ それでは、そのように決定する。

続いて、論文式試験の民事系科目における大大問の見直しと必須科目の試験時間の分割について協議する。事務局から説明をお願いする。

- △ 論文式試験の民事系科目における大大問の見直しと必須科目の試験時間の分割について、前回の会議で意見募集の実施につき御了承を頂き、6月16日から7月7日までの22日間にわたって、意見募集を行った。その結果をまとめたものが資料5である。

意見は合計44件寄せられており、そのうち受験者が17件、法科大学院関係者が4件、法曹関係者1件、その他22件である。

意見の概要は、「第3」を御覧いただきたい。

まず、論文式試験の民事系科目の問題数を2問から3問に変更すること、つまり、民事系科目の大大問による出題を取りやめることに対しては、賛成が34件、反対が3件であった。賛成の意見の理由は、「時間配分が難しい。」「事前に組合せが分からないため、事前準備が困難である。」という受験する側から見た問題点、「出題の自

由度が制約される。」「事実関係が複雑かつ不自然になる。」「各法律分野が小問で区切られており、融合が不十分である。」という出題の内容面から見た問題点のほか、「3問での出題であっても融合問題の作成は妨げられない。」「民事系科目のみで複合問題を出題する利点があるとは思えない。」「4時間の試験時間は負担が大きい。」といったものがあつた。そして、賛成の意見に関連して、あらかじめ、問ごとの法律分野を明示してほしいという意見を併せて述べるものがあつた。反対の意見の理由は、「限られた時間内で答案を作成する事務処理能力を測る上で有害である。」「司法制度改革審議会意見書が目指した、広い範囲での現実的な問題解決能力を試すことが困難となる。」「長時間の解答時間の確保と融合問題の出題が困難となる。」というものであつた。このほか、「どちらでもよい。」という意見が1件、「3問での出題は否定しないが、大大問による出題の可能性を残しておくべきである。3問での出題とする場合にも、例えば、民法の問題点を中心としつつ、他の民事法にもかかわるような問題等を出題するように工夫すべきである。」という意見が1件あつた。

次に、必須科目の試験時間を2時間ごとに分割することに対しては、賛成が35件、反対が5件であつた。賛成の意見の理由は、「集中力を維持できる範囲を超えている上、体力的に負担が大きく、体力で劣る者等には特に負担が大きい。」「服薬やトイレのために解答時間が削られる。」「時間配分が難しく、時間配分の巧拙で差が付いてしまう。」「法科大学院でも4時間の試験は行っていない上、答案練習のためにまとまった時間・場所を確保するのが困難である。」「第1問と第2問とが独立しており、連続して解く意味がない。」というものであつた。そして、賛成の意見に関連して、「あらかじめ、問ごとの法律分野を明示してほしい。」「2時間で解答できる出題としてほしい。」「問別の得点を通知してほしい。」などとの意見を併せて述べるものがあつた。反対の意見の理由は、大大問の取りやめについて述べられたものに加え、「公法系科目・刑事系科目についても大大問の出題の可能性を残すべきである。」「自らは4時間の試験時間の方が解答しやすい。」というものがあつた。

その他の意見としては、「早急に決定の上、公表してほしい。」「問題数の変更と試験時間の分割には、司法試験法の改正を要する。」というもののほか、日程に関するものがあつた。

関係団体からの意見については、概要の中にも含めているが、具体的な内容については、資料6及び資料7を御覧いただきたい。資料6は、中央大学法科大学院教授会からのもので、賛成の内容である。資料7は、日本弁護士連合会からのもので、「論述に長時間を要する問題やいわゆる融合問題の出題をより困難とするものであつて適切でない。」として反対するものである。

◎ 民事系科目における大大問の見直しと試験時間の分割の2点に分けて協議することとし、まず、民事系科目における大大問の見直しについて協議する。御意見、御質問はあるか。細かいことであるが、反対意見の「限られた時間内で答案を作成する事務処理能力を測る」ということについて、従来、司法試験委員会として、そのように限定した伝え方をしてきたか。

△ 司法試験法第3条第2項においては、「論文式による筆記試験は、(略)必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的と」するとされ、考査委員会議申合せ事項である「新司法試験における採点及

び成績評価等の実施方法・基準について」においては、「採点に当たっては、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本としつつ、全体的な論理的構成力、文書表現力等を総合的に評価し、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いるものとする。」とされている。

- ◎ 論文式試験では、事実上、限られた時間内で答案を作成する能力が求められる面もあるが、これを主として測るものではない。その他の反対意見については、既に当委員会で議論した内容のようである。大大問という形式で出題するかどうかということであって、融合問題という看板を下ろすわけではない。
- 意見募集に寄せられたその他の意見に「問題数の変更と試験時間の分割には、司法試験法の改正を要する。」というものがあるが、これはどのような趣旨か。
- ◎ 誤解に基づく意見だと思われるが。
- △ 司法制度改革審議会意見書を受けて改正された司法試験法第3条第2項において、公法系科目、民事系科目、刑事系科目という法系別に試験科目が標記されていることを根拠として、根本的な理念の変更を伴うから法改正すべきであるという意見である。
- 何々系科目とされたのは、法律分野にまたがる問題の出題の可能性を与えるためであったのか。
- ◎ そのように理解して良いだろう。
- 何々系科目としておけば、将来的に、法科大学院が非常に成果をあげて、修了者の大部分が合格できるだけの実力を備えるようになった場合に、例えば、民事系科目で1問のみを出題するというように試験を簡素化することも可能になるが、立法時には、そこまでは視野に入れていないということなのか。
- ◎ 確かに、現在の司法試験法の規定振りからは、御指摘のようなことは、法改正をせずに司法試験委員会の決定で行うことが可能である。
- 他方で、司法研修所の教官からは、入所前に基本的なことをもっとしっかり学んできてほしいという意見をしばしば聞く。受験者は、まだ司法試験で融合問題を中心に問えるような水準にはなく、まずは各法律分野の基本を十分に理解しているかどうかを問うべきではないか、という考え方もある。日弁連の意見は、掲げている理念は素晴らしいと思うが、試験に内容を盛り込みすぎている感がある。
- ◎ 他に御意見もないようであるので、これまでの議論を踏まえ、民事系科目における大大問形式での出題を取りやめ、大問3問の出題によることとするということで、よろしいか。
(一同了承)
- ◎ では、論文式試験の民事系科目については、大大問形式の出題を取りやめ、平成23年新司法試験からは、大問3問の出題によることとする。そして、大問3問の内訳については、主として民法に関する分野のテーマから出題する1問、主として商法に関する分野のテーマから出題する1問、主として民事訴訟法に関する分野のテーマから出題する1問とする。もっとも、同一科目内の複数の法分野にまたがる問題、いわゆる融合問題を出題する余地は、大大問による出題を取りやめたとしても、公法系科目や刑事系科目と同様、今後も残ることをここで確認しておく。よろしいか。
(一同了承)
- ◎ それでは、そのように決定する。

- 1問は主として民法，1問は主として商法，1問は主として民事訴訟法としているので趣旨は伝わると思うのだが，1問は民法だけ，1問は商法だけ，1問は民事訴訟法だけというような誤った受け止め方をする者がいかなないのではないかと，危惧される。主として民法ということは，民法を中心としつつ，それに関連する商法や民事訴訟法の分野にまたがる融合的な出題もあり得るということを強調しておきたい。
- 考査委員にも，この決定の趣旨を伝える必要がある。
- やはり最も強いメッセージになるのは実際の試験問題であろう。考査委員の方々に，新たな法曹養成制度の理念を踏まえた出題をお願いしたい。
- ◎ この決定に基づき，問題数及び点数等に関する当委員会決定を改正する必要がある。事務局で準備した案について，説明をお願いする。
- △ 資料8が事務局で準備した決定の改正案である。平成17年11月18日付けの「新司法試験における問題数及び点数等について」との標題の司法試験委員会決定を改正するもので，論文式試験の民事系科目の問題数を3問とし，その配点をそれぞれ100点満点とするものである。
- ◎ 御意見，御質問はあるか。
御意見がないようであるので，このとおり決定を改正するということでよろしいか。
(一同了承)
- ◎ それでは，そのように決定する。
引き続き，必須科目における試験時間の分割について協議する。御意見，御質問はあるか。意見募集に提出された意見は，多数が賛成意見で，反対意見についても，既に検討した内容がほとんどのようである。
- 必須科目の試験時間を2時間ごとにすると，選択科目の試験時間が最も長くなることになる。なぜ選択科目の試験時間だけ3時間なのか，という意見が出てくる可能性はある。
- ただ，必須科目が1問で2時間なのに対し，選択科目は2問で3時間である。
- 必須科目の1問と選択科目の2問は，同じ100点配点である。なぜ同じ配点で2時間の科目と3時間の科目があるのか，という意見が考えられる。
- ◎ 選択科目の位置付けということであろう。
- △ 選択科目についても，試験時間を2時間とし，問題数を1問にすることについて，各科目の考査委員の大まかな意見を聞いたところ，幅広い範囲から出題するためには2問に分けて出題する必要がある，そのためには3時間の試験時間が必要であるとして，反対する意見が大半であった。問題数が2問のまま試験時間を分割することは，元々，2問で計100点満点としており，1問につき50点という決め方をしていないため，難しいと思われる。
- 選択科目が手厚く見えてしまう感じがする。受験者の勉強時間からすると，必須科目と選択科目とでは，相当に違うはずである。
- ◎ 基本法以外も幅広く勉強し，法曹としての専門性を高めるというのが法科大学院の理念であり，だから新司法試験には選択科目が設けられている。基本法はおのずから勉強するであろうが，選択科目の勉強を促すためには，2問程度出題し，山を張るような勉強方法では対処できないようにするというので，当初は意識的に2問で3時間としたはずである。

△ 新司法試験実施に係る研究調査会報告書では、「選択科目の問題数については、各科目の試験範囲がある程度幅広いものとなることを見込まれるとともに、出題分野について著しい偏りを生じないように配慮する必要があることなどから、他の科目と同様２問とする。」「選択科目については、具体的な事例問題の出題なども考慮し３時間程度とする。」とされていた。

○ 予備試験についても同様の議論があった。法律実務基礎科目は、法律基本科目よりも試験時間が長いですが、配点は同じとしている。科目の性質にもよることなので、試験時間と配点が比例しなくとも構わないということになった。私は、選択科目については、時間を掛けて勉強する必須科目と比べると、知識や理解度にむらが生じやすい面があるので、たまたま山が当たって合格したということのないように、多方面から見なければならぬのではないかと思う。むしろ、２問程度を出題すべきであるし、そうでなければなかなか習熟度が測れないのではないかと考えている。

◎ 試験時間の分割については、私個人としては、それほど大きな改革であるとは考えていない。受験者としては、これで勉強が楽になる、勉強に掛ける時間が減って助かったということにはならないはずであり、やはり、きちんとこつこつ勉強することが必要である。

○ 賛成に関連する意見に、あらかじめ問ごとの法律分野を明示してほしいというものがあるが、これは難しいであろう。

◎ 他に御意見もないようであるので、論文式試験の必須科目については、問ごと、つまり２時間ごとに試験時間を分割するということで、よろしいか。

(一同了承)

◎ それでは、そのように決定する。

(5) その他報告案件

○ 事務局から、平成２２年７月６日に公表された法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果（取りまとめ）について報告がなされた。

○ 事務局から、平成１８年から平成２１年までの新司法試験の試験結果について、資料１１に基づき報告がなされた。

(6) 次回開催日程等について（説明）

○ 次回の司法試験委員会は、平成２２年９月８日（水）に開催することが確認された。

(以上)